

○ 職員の職務に係る倫理の保持に関する状況（令和2年度）

1 利害関係者と飲食を共にする場合についての届出件数

職務上の必要性に基づき、職員が利害関係者と飲食を共にする場合で、職員の飲食代が、5,000円を超えるものについては、相手方負担、自己負担にかかわらず、「関係業者等対応届」を任命権者に提出しなければなりません。

なお、職務上の必要性がない場合に、利害関係者の負担により職員が飲食することは禁止されています。

令和2年度における当該届出の状況は、次のとおりです。

（単位：件）

局名等	届出件数	うち閲覧請求の対象となる件数	
		5,000円を超える飲食	その他任命権者が職務上必要であると認めたもの
市長部局等	13	13	0
消防局	0	0	0
交通局	0	0	0
上下水道局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
合計	13	13	0

（注） 閲覧請求の対象となる件数とは、課長級以上の職員に係る届出のうち、倫理条例第10条第2項に規定する贈与等により受けた利益又は報酬支払により受けた報酬の価額が、1件につき20,000円を超える届出の件数をいいます。

2 事業者などからの贈与等又は報酬支払を受けた場合についての報告提出件数

課長級以上の職員は、事業者等から1件5,000円を超える贈与等又は報酬支払を受けたときは、その利益又は報酬の価額等を記載した「贈与等報告書」を任命権者に提出しなければなりません。

令和2年度における当該報告の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

局名等	提出件数	金銭の贈与	有価証券の譲受け	有価証券以外の物品の贈与	不動産の贈与	役務の提供	会食	うち閲覧請求の対象となる件数
市長部局等	2	0	0	1	0	0	1	0
消防局	0	0	0	0	0	0	0	0
交通局	1	0	0	1	0	0	0	0
上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	2	0	0	1	0

(注) 1 会食には、それに伴い提供された物品の贈与を含みます。

2 閲覧請求の対象となる件数とは、倫理条例第10条第2項に規定する贈与等により受けた利益又は報酬支払により受けた報酬の価額が、1件につき20,000円を超える贈与等報告書の件数をいいます。

3 利害関係者からの倫理条例において禁止された行為の働き掛けに係る報告書の提出件数等

職員は、利害関係者から倫理条例の規定により禁止された行為の働き掛けがあったときは、その旨を倫理監督職員（職員の倫理を監督し、倫理の保持に関する必要な指導、助言等を行う職員（市長部局にあっては監察監（局長級）、他の任命権者にあっては庶務担当の部長級職員等）の）ことをいいます。）に文書で報告しなければなりません。

令和2年度において、当該報告書の提出事案は、ありませんでした。